

2024年9月2日

神奈川県横浜市西区高島一丁目2番8号
京浜急行電鉄株式会社
代表取締役 川俣 幸宏

長野県長野市北郷2016番地327
ペイシャンスゴルフクラブ株式会社
代表取締役 ケン・チャン・チェン・ウェイ

吸収分割に係る事後備置書類

京浜急行電鉄株式会社（以下「京急」という。）は、ペイシャンスゴルフクラブ株式会社（以下「PGC」という。）との間で、2024年6月27日付で締結した吸収分割契約（以下「吸収分割契約」という。）に基づき、京急を吸収分割会社、PGCを吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。会社法第791条第1項第1号および同法第801条第3項第2号ならびに会社法施行規則第189条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2024年9月1日
2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による
手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）
本吸収分割は、会社法第784条の2のただし書きに定める場合に該当するため、京急の株主には会社法第784条の2の規定に基づく請求権がありません。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
本吸収分割は、会社法第785条第1項第2号に定める場合に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。
 - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）
京急は、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。
 - (4) 会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の保護）
京急は、会社法第789条および定款第5条の規定に従い、2024年6月28日付官報および電子公告により、本吸収分割に係る債権者に対する異議申述公告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2, 第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過 (会社法施行規則第 189 条第 3 号)
 - (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過 (吸収分割をやめることの請求)
本吸収分割において, 会社法第 796 条の 2 の規定に基づく請求権を行使した PGC の株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過 (反対株主の株式買取請求)
本吸収分割において, 会社法第 797 条の規定に基づく株式買取請求権を行使した反対株主はおりませんでした。
 - (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過 (債権者の保護)
PGC は, 会社法第 799 条第 1 項第 2 号の規定に従い, 2024 年 6 月 28 日付官報により, 本吸収分割に係る債権者に対する異議申述公告を行いました, 異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。なお, PGC には知れている債権者は存在しないため, 各別の催告は行っておりません。
4. 吸収分割により承継した重要な権利義務 (会社法施行規則第 189 条第 4 号)
PGC は, 本吸収分割の効力発生日である 2024 年 9 月 1 日をもって, 京急から, 吸収分割契約に定める長野京急カントリークラブ事業に関する資産, 負債その他権利義務を引き継ぎました。
5. 本吸収分割に係る変更登記をした日 (会社法施行規則第 189 条第 5 号)
2024 年 9 月 2 日
6. その他吸収分割に関する重要な事項 (会社法施行規則第 189 条第 6 号)
該当事項はありません。

以 上